全建労発第62号令和2年2月25日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 近 藤 晴 貞 〔 公 印 省 略 〕

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件」等の周知について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、厚生労働省においては、「化学物質のリスク評価委員会有害性評価小検 討会」及び「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」での検討 の結果、アクリル酸メチル及びアクロレインについて、労働者が長期間曝露した 場合に、がんを生ずる可能性が否定できないことから、標記指針により健康障害 防止措置について指導を行うことが適当との結論が得られ、別紙のとおり改正す る旨、本会宛に周知の依頼がありました。

つきましては、主旨をご理解いただいた上、会員企業の皆様に周知下さいます ようよろしくお願い申し上げます。

以上

(担当:労働部 吉田)